

第19回政策評価審議会（第24回政策評価制度部会との合同）

1 日 時 令和2年10月9日(金)10時00分から12時00分

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 第1特別会議室

3 出席者

(委員)

岡素之会長、森田朗会長代理（政策評価制度部会長）、岩崎尚子委員、牛尾陽子委員、薄井充裕委員、田淵雪子委員、前葉泰幸委員、田辺国昭臨時委員

(総務省)

武田総務大臣、熊田総務副大臣、谷川総務大臣政務官、長屋総務審議官、白岩行政評価局長、米澤審議官、佐々木審議官、砂山総務課長、原嶋企画課長、辻政策評価課長、大塚客観性担保評価推進室長

4 議 題

1 政策評価審議会の提言について

2 政策評価制度部会における取組状況について

5 資 料

資料1-1 政策評価審議会 提言のポイント（案）

資料1-2 政策評価制度の運用実態の把握等に関するワーキング・グループの設置について（案）

資料1-3 政策評価制度の運用実態の把握等に関するワーキング・グループの構成員（案）

資料2 規制に係る政策評価の点検結果（令和元年度分）

参考資料1-1 森田委員提出資料

参考資料1-2 前葉委員提出資料

参考資料1-3 岩崎委員提出資料

参考資料2 令和元年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への
反映状況に関する報告（概要）

6 議事録

（岡会長） 定刻となりましたので、第19回政策評価審議会と第24回政策評価制度部会の合同会合を開会いたします。

本日は、白石臨時委員は御欠席です。牛尾委員、前葉委員には、テレビ会議システムにより御出席いただいております。ありがとうございます。

なお、本日は御多忙の中、熊田総務副大臣にお越しいただいております。また、武田総務大臣は12時頃、谷川総務大臣政務官は11時50分頃にお越しいただける予定でございます。

それでは早速ですが、熊田副大臣から御挨拶を頂戴したいと思います。副大臣、よろしくお願ひいたします。

（熊田副大臣） 皆様、おはようございます。菅内閣発足に当たりまして、副大臣に任命をされました衆議院議員の熊田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。第19回政策評価審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

岡会長を始め、委員の皆様におかれましては、日頃より行政運営の改善に向けた行政評価の取組について、貴重な御知見を頂いており、誠にありがとうございます。

我が国では、人口減少、広域かつ甚大な自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の拡大、社会のデジタル化など、行政を取り巻く環境がすさまじいスピードで変化をしております。こうした変化に迅速かつ柔軟に対応し、課題を克服していかなければなりません。そのためには、行政の変革が必要であります。行政機関の不断の改善努力を引き出す各府省の政策評価や政策等の課題を把握・分析し、改善方策を提示する行政評価局調査は、行政の変革が求められる中、その重要性がますます高まっております。

政策評価制度は、創設から20年を迎えます。本日の審議会では、7月の委員懇談会の議論を踏まえて、コロナ後の社会、行政ニーズを見通した政策や行政運営の在り方についての御審議がスタートすると伺っております。

まさに時宜を得た取組だと思っております。どうか委員の皆様におかれましては、未来を見据えて御審議を深めていただき、その際、菅内閣の基本方針は前例主義の打破であるということも、どうぞ御留意をいただきまして、御審議を進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(岡会長) 副大臣、ありがとうございました。

副大臣はほかの公務がございますので、ここで御退室されます。どうもありがとうございました。

(熊田副大臣) どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

(岡会長) それでは、議事に入ります。議題1は、政策評価審議会の提言についてでございます。まずは私から、提言作成の趣旨・背景を御説明いたします。

例年、7月頃に本審議会を開催しております。しかし、本年は、新型コロナウイルス感染症拡大の懸念を踏まえて、様々な制約がある中、開催可能なウェブでの委員懇談会をもって、委員の皆様自由に御発言・御議論をいただくことといたしました。

委員懇談会では、新型コロナウイルス感染症拡大をめぐる様々な現象は、我が国の行政が、人口減少、地域社会の変化、ICTの急速な発展などの社会経済の変化に対応し切れていないことを白日の下にさらしたことで、新型コロナウイルス後の社会変化は、伝統的な行政の在り方に更なる変容を迫るであろうことについて、委員の皆様が認識を共有したと思います。そして、行政の評価もまた、行政の変化に応じて適切に改めていくために、在り方を見直すべきという課題も共有できたと思います。

政策評価制度は、導入から20年です。この際、当審議会は、今申し上げたような課題を踏まえ、行政の、すなわち政策や行政運営の評価の在り方について改めて見直し、提言をまとめてはどうかと思いました。

以上のことについては、委員懇談会后、この会合に至るまでの間に、事務局に皆様のお考えを聞かせました。おおむね御賛同を得ていると承知しておりますが、改めてお諮りいたします。今後、この審議会として、今申し上げたように、今年度末をめどに提言をまとめる方針で取り組みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

なお、この提言は、「政策の評価活動を、効率的に今以上に政策の改善に役立つようにするためのソリューション」としななければならないと思います。このためには、政策評価を実際に行っている各府省の現場のことを考える必要があろうかとも思っております。

以上の点につきまして、皆様の御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(岡会長) ありがとうございます。御賛同について確認できましたので、今年度中をめどに提言を取りまとめるべく、議論を深めてまいりたいと思います。

早速であります。先の委員懇談会やその後に皆様から伺った御意見を、便宜、提言で触

れることが考えられるポイントのように事務局に整理させております。まずは事務局から、「政策評価審議会提言（ポイント案）」について説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

（原嶋企画課長） 企画課長の原嶋でございます。座って御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1-1につきまして御説明させていただきます。

まず、こちらの資料ですけれども、ただいま岡会長からございましたとおり、7月の委員懇談会や、これまでに委員の皆様から伺いました御意見等につきまして、政策評価審議会提言で触れられることが予想されますポイントの案として、便宜、事務局において整理したものでございます。

まず、提言の背景でございます。政策評価制度につきましては、2001年、平成13年1月に政策評価制度が導入されまして、2002年4月に政策評価法が施行されました。政策評価制度の導入から20年という節目を迎えるに当たりまして、委員の問題意識を総括し、政策評価等についての提言を取りまとめるということでございます。

次に、提言の目指すものでございます。まず現状認識といたしまして、既に少子高齢化、人口減少、地域社会の変化、ICT化の急速な進展などにより、行政がよって立つ前提が変化していたのですが、それがコロナ禍によって顕在化いたしました。ICTの活用の必須性、国が一律に地方に求める行政手法の限界、担い手不足等の課題が明らかになったということでございます。また、アフターコロナの新時代に向けまして、行政はデジタル活用を前提とした上で、抜本的な課題解決が必要になるということが現状認識でございます。

よって、提言の目指すものとしては、まず、政策評価審議会でございますので、行政の評価につきまして、今後の行政のデジタル化を見据えた上で、行政が抜本的に課題解決を行い、迅速・柔軟に、機動的、しっかりとということかもしれませんけれども、対応できる行政施策を実現するために役立つものへと変容させる、社会に役立つものへ変容させるということが、提言の目指すものではないかということでまとめさせていただきました。

次に、具体策につきましては、政策評価制度の改善と行政評価局の取組という2点でまとめさせていただきます。

次のページを御覧ください。1つ目としては、政策評価制度の改善でございます。現状として、3点ございます。

1点目としては、目標管理型評価は、それを強調し過ぎるあまり、画一的・網羅的な取組

が行われている結果、柔軟性を欠いたり、主たる政策目的との関係で意味の乏しい目標等が多数設定されるなど、施策の効果を適切に把握できるものとはなっておらず、必ずしも政策の改善や見直し等の検討に役立つものになっていないのではないかという現状がございます。

2点目としては、多くの府省では、様式に沿って目標管理型評価を実施することとどまり、他の評価方式の活用による踏み込んだ評価・分析、特定の施策を対象とした重点的な評価が実施されていないという現状がございます。

3点目としては、政策評価の意義や目的に立ち返り、政策の立案や改善等に活用される、役立つ評価とすることが必要という現状がございます。

論点としては、4点にまとめさせていただいております。

1点目としては、目標管理型評価の画一的・網羅的な取組を改めまして、弾力的な評価の在り方を検討してはどうかということでございます。また、評価の利用者に必要な情報が過不足なく提供されるよう、重要な情報への絞り込み・重点化を図ることとしてはどうかということでございます。

2点目としては、目標管理型評価の特性・限界を踏まえつつ、政策の抜本的な見直しを検討する際には、特定のテーマを設定して総合評価を実施するなど、必要に応じて、踏み込んだ評価・分析が行われるようにしていくべきではないかということでございます。

3点目としては、政策は、内閣の重要施策等に関わるものなど、広範なものもありますので、部局単位だけではなく、複数の部局や予算項目にまたがるものも含め、弾力的に評価対象として設定され、適切な時期に評価が実施されるようにすべきではないかということでございます。

4点目としては、ロジックモデルにより、EBPMの実践によって政策評価の質を高める取組を推進していくべきではないかということでございます。

次のページを御覧ください。2つ目としては、行政評価局等の取組でございます。現状として、3点でございます。

1点目としては、提言で目指すものと重複しますが、少子高齢化等により、行政がよって立つ前提が変化している状況がございます。既存の仕組みを前提とせず、制度の根本を問い直す調査に取り組むことが必要ではないかということでございます。

問題意識の例としては、自治会、PTA、あるいは業界団体、各種委員も含まれるかもしれませんが、行政ボランティアの担い手・加入者が減少しており、行政ボランティアを前提

とした行政運営は、限界があるのではないかとということでございます。

問題意識の2例目としては、国が行政目標を達成するために、自治体に目標設定・将来予測・住民の合意形成等のための行政計画の策定を一律に求めるような行政手法は、同じような計画を複数策定するという負担感があるかもしれないことや、単独自治体での策定では意味がないものもあるかもしれず、実効性に疑問があるのではないかとということでございます。

問題意識の3例目としては、人口減少の中、全国一律での整備やスケールメリットの追求といった従来の考え方と異なるアプローチで、社会的ユーティリティー、インフラの在り方を考えるべきではないか。人口減少によりまして、利用料金が減少したり、あるいは大規模修繕が必要になった場合の対応が困難になるなど、単なるスケールメリットの追求等の従来型の考えで良いのかということでございます。

現状の2点目としては、より大きな行政目的を考慮した、中長期的な戦略の下で、計画的に時勢に合った調査テーマを選定して取り組むことが必要ではないかとということでございます。

現状の3点目としては、調査に専門的な知見を反映する。例えば、データ分析能力の向上が必要ではないかとということでございます。

これらの論点としては、3点でございます。

これまでの行政が拠って立つ前提が変化し、将来的に立ち行かなくなる制度、基盤が、十分に見直されずにいるのではないか。制度の見直しに踏み込む調査などに取り組んではどうかということが1点目でございます。

2点目としては、行政評価局として取り組むべき中長期的な重点分野や調査テーマの設定が必要ではないかとということでございます。

3点目としては、調査の企画から取りまとめまでの各プロセスにおいて、学識経験者等の知見の一層の活用が必要ではないかとということでございます。

資料の説明は以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえ、意見交換を行いたいと思います。まずは、前回の委員懇談会で資料を御準備いただきました森田委員、前葉委員、岩崎委員から御発言いただきたいと思います。

それでは、社会の変化と行政の在り方について問題提起いただきました森田委員から、前

回の問題提起の要点と提言のポイント案について、まとめて御発言いただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

(森田会長代理) 森田でございます。前回発言した時に使用した資料を本日も参考資料1-1として配付させていただいております。

提言のポイントにつきましては、ほかの委員の方の御意見も伺った上で、だんだん絞り込んでいくべきことと思っておりますが、資料に書きましたように、私自身は、今回のコロナ危機によって、今までいろいろな社会の矛盾のようなものが存在してきたのを、これまでの制度の微調整で対応してきたけれども、それがそろそろ、もう無理な状態になったと考えております。

この変化自体は不可逆的で、元に戻らないのではないかなと思っております、そうした中で政策評価も、これまでの社会の在り方、そしてそこで作られた制度を前提にして、その制度がうまく機能しているかどうかということの評価してきたと思えますけれども、そうした視点では、制度が目的としている社会的な課題の解決が困難なのではないかと思っております、どのように社会が変化したのか、そこからどのような形での政策が望ましいのか、既存の政策の評価だけではなく、それを一步超えることになるのかもしれないけれども、社会の課題を解決するために、より適した政策や制度を提言していく、示唆していくアプローチも、この政策評価審議会が担ってもよいのではないかと考えているところでございます。

コロナの状態になりましてから、随分社会は変わったと思えます。少なくともこの夏ぐらまでは、しばらく我慢すれば、また元に戻るのではないかという楽観があったのかもしれないけれども、どうやらそうはいかないというところから、大変厳しく、単に我慢するだけではなしに、根本的なところから見直していく必要があるのではないかと思っております。

その中で、行政の役割、あるいは社会的な制度の役割について、いろいろと議論する必要があると思えます。一例を申し上げますと、私自身も大学で教員を務めており、大学は4月から、現在もそうですけれども、オンライン授業になりました。これは突然の変化で、先生方も戸惑いましたし、学生も相当精神的なストレスも高まるということで、大変なのですけれども、少しずつ工夫されて、慣れてきたところがあると思っております。

更に言いますと、オンラインの授業によって、これまでできなかったようなことが大学の教育でも可能になってきた。例えば、私の勤務している大学は、キャンパスが2つあり、異なるキャンパスでの講義、授業は、学生は取ることができなかったわけです。移動に非常に

コストがかかるから。それがオンラインになってから、2時間目にAというキャンパスで授業を取り、3時間目にはBというキャンパスで開講される講義を取るようなことが可能になってきた。

さらに、オンデマンドで、記録、録画されたものを後から見るができるということになりますと、学生にとって学習の機会がすごく開かれてきたということがありまして、これを活用しないという手はないだろうと。これを更に考えを進めていきますと、そもそもキャンパスって大学に要るのだろうかという、少し極端ですけれども、そういう考え方も出てまいります。

また、我が国の教育のいろいろな問題、全てが悪いというわけではもちろんありませんけれども、問題点の一つが大学の入試でございまして、これもオンラインでどうやるかということは、今いろいろな大学で大変苦勞されていると思いますけれども、入試の問題は、大学において入学定員が存在していて、そのために上から定員を取るということで、そこで偏差値の問題とか、そういうことが起こってくる。しかし、これがオンラインになりますと、入学定員というものを考え直すことができるのではないかと。なぜならば、入学定員というのは物理的なスペースによって決まっているところが多いのではないかと。

そう考えますと、これは教育の在り方そのものも根本的に見直す、いい機会ではないかと思えます。少し極端なことを申し上げたかもしれませんが、そうした形で教育の在り方というものも考えていく。小中学校はもちろん、GIGAスクールという構想も出てきておりますけれども、それを更に展開することによって、今までの教育が直面していた課題を解決する一つの方向、道が見えてくるのではないかと思えます。

すぐこうしろというわけではございませんけれども、こうした今までの枠を超えた形で我々が物考えることによって、時代が変わってくるのではないのでしょうか。それがうまくいくのか、何が問題であるのか、これは事前の評価になるのかもしれませんが、しっかりとした評価をして、そうした政策の改善を進めていく。そういうことを目指すべきではないかと思っているところでございます。

取りあえず、以上、よろしく願いいたします。

(岡会長) 森田委員、ありがとうございました。

それでは続きまして、前葉委員にお願いしたいと思えます。ウェブで御参加いただいています。よろしく願いいたします。

(前葉委員) ありがとうございます。よろしく願いいたします。

お手元に参考資料1-2をお届けしたと思います。これは前回、懇談会で発言した、特別定額給付金が実際にどのように地方で、その事務が執行されていたかという資料に、新型コロナウイルス感染症対策で、政策展開を自治体でどのように進めているかということ、飽くまでも行政評価、政策評価を考える際の、一つのケーススタディーとして、加えたものでございます。

先ほど御説明いただいた提言のポイントの中で、目標管理型の政策評価を弾力的に考えていくべきという話を詰めていく際に、実際にどのような政策評価が、国の政策評価として行われることが適切かということについて、少しケーススタディーとして御覧いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず1ページが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、どのように人々の関心が変わってきているか、それに対して津市は何をしてきたかということを書かせていただきました。

特に2ページにありますように、情報の伝達をする権限が、国、厚生労働大臣と都道府県知事でございます。感染症法第16条で、厚生労働大臣及び都道府県知事は、感染防止拡大に、感染の予防ないし治療に必要な情報を公開しなければならない。その際、個人情報に留意のことと書いてありまして、実際にはこの都道府県知事のところで、様々な情報開示はされています。

しかしながら、3ページにまいります、実際には市民の方々は、いろいろな不安、動揺、混乱というのがございます。したがって、必要な情報は私どもなりに受け止めて、市民生活をどう維持するかという観点から、発表を一部させていただいているものでございます。

それも、4ページでございますように、実際に総合窓口を開いてみますと、市民の関心事項というのは、感染状況と関連して変わってまいります。感染の不安の相談から始まって、事業支援、事業が立ち行かなくなることへの相談、それで県や国にどのような支援策があるのかということ。そして、雇い止め等をされた方々からの生活困窮の相談ということで、10万円の話がちょうどそこへ挟まってくるわけでございます。その後は、独自支援策をどのように市は展開していくのか。さらに、感染の再拡大の段階では、その状況の確認などがございました。

ちょうどその独自政策の前に、特別定額給付金が出されたということで、圧倒的にその相談件数が多かったわけでございますので、これは早く配ることが適当だということで、5ページにありますように、私どもとして全力で早期の支給を図ったというものでございます。

6ページにあります。実際にその次に、今度は政策として、どういうことを考えるべきかということであったのですが、困っている人はあの頃、特に緊急事態宣言が出された頃に、これは全員が困っておられるということを考えて、今までにない政策の打ち方をいたしました。

通常、行政は、一部の困っておられる方、あるいはハンデを負っておられる方を、どうお助けしていくかという福祉の観点が多いわけですが、今回は全ての方に支援をということで、7ページから8ページにございますように、例えば水道料金の基本料金を3か月無料化したり、あるいは子供たちの学校給食を、学校再開後3か月無償化したり、それから、事業支援の持続化給付金というのがありましたが、これは50%以上、前年同月比収入が減った方ということですが、それを30%以上のところで市独自の支援金を交付したりという、かなり広い方を対象としたものを展開いたしました。

10ページ、その次の政策として、文部科学省がリモートで授業できるようにしようということで、1人1台パソコンを大幅に前倒しいたしましたので、それに対応する予算を組ませていただきました。

さらに、12ページ、第3弾としては、地域の経済界の活性化ということで、10月1日から利用可能にしておりますが、プレミアム付商品券の発行をさせていただきました。

13ページ、その次の段階になりますと、これは秋以降ということになりますが、事業継続であります。事業とか市民の活動を継続していかなければいけないということで、なかなか立ち上がってこない観光イベント業者とか、あるいは、なかなか展開できない文化活動への支援といったこと、そして、次の13ページの右側では、ウィズコロナ時代のスタンダードを追求していこうということで、例えば換気をしながら空調を効かせなければいけないときに、空調能力が十分でないところをしっかりと整備していこうとか、避難所として使う学校のトイレを洋式化していこうというところまで踏み込んでいきました。

最後、15ページが、今一番新しい、この10月1日から始まったインフルエンザの予防接種、これは高齢者の方から優先で進めておりますが、自己負担を無料化しよう。それから、この15ページの一番右が、これは恐らく全国的にもほとんどないと思いますが、今までは、特に緊急事態宣言の時は全員が休校でしたから、家計にプラスの負担があったということに対して、今後はコロナが出たところで濃厚接触者になった方が学校に行けなくなるという事態があります。その場合に、家計に追加的な負担が生じるだろうということで、あらかじめ2万円の支援をするということを制度化して、この議会で可決をしてもらったというも

のでございます。

今、ざっと御説明申し上げたように、地方自治体、特に市町村は、市民の求めるものを提供していかなければいけません。そのためには、常に目の前で市民が何を求めておられるのかというのを考え続けなければいけません。それに対して軟らかく対応していかなければいけません。それを支えてくださるのが国の法律であったり、あるいは制度であったり、さらには、財源措置であったり奨励措置といったものが、国の政策でございます。

したがって、国の政策を評価していただくときに、例えば、ある補助金があります。この補助金がきちんと配分できたかという評価をなさっていただくのではなくて、それが本当に国民に役に立ったかどうかという観点で評価をしていただく。これがまさに目標管理。補助金を配ること自体が目標なのではなくて、補助金が役に立ったかどうか目標だと考えていただきたいと思うわけでありまして。その答えは現場にしかありません。答えは現場にあります。現場で、例えば自治体の先にいる市民が、どう捉えたかというところを、しっかりと評価していただくということが必要であります。

したがって、本当にこの中で、行政評価局の調査として、制度の根本を問い直すような調査をというポイントが出ておりました。その意味で、制度の根本を問い直すに当たって、例えば国と地方の関係で、地方の現場でどう役に立っているのかというのを見ていただくというのも一つだと思います。

それからもう一つ、国においては、各府省の政策をどう横断的に見ていくか。これも複数の部局の予算項目にわたったものについて、しっかりと評価していくということをポイントに書いていただいております。全くおっしゃるとおりだと思ひまして、そこをぜひ進めていただきたいと思ひます。

ただ、最近よく言われる、縦割り行政を打破しようというお話は、少し注意して考えていただかなければいけないと思うのですが、複数の役所で一緒にやるものというのはあると思ひますが、飽くまでも責任は各府省にありますし、各府省大臣の下で、各府省の所管事務がございます。したがって、各府省で責任を持ちながら、つまり各大臣がしっかりとその任務を背負いながら、しかしながら場合によっては、横断的にやらなければいけない。それをぎゅっと、例えば今のデジタル庁構想なんかもそうかもしれません。ぎゅっと集めて。

あるいは、もともとそのように横断的な組織になっている内閣人事局でありますとか、お金の意味で財務省でありますとか、そして、何をおいても忘れてはいけないのは、行政評価局。行政評価局は、各府省を横断的に見て、横断的な横串を刺すということが出来るわけで

ございますので、その役割をしっかりと果たしていくというのが行政評価の役割であり、そして行政評価局の今後の展開なのではないかと考えながら、少しケーススタディーとしてお話を申し上げました。

お時間をいただき、ありがとうございました。

(岡会長) 前葉委員、ありがとうございました。

それでは続きまして、岩崎委員にお願いいたします。

(岩崎委員) 早稲田大学電子政府・自治体研究所の岩崎と申します。お時間頂戴し、ありがとうございます。私からは、まず一番上のデジタル新時代への提言を、先日の懇談会の資料に、更に追加させていただいたものを基に、若干申し上げたいと思います。

1点目、今後の政策評価、行政評価・監視の視点ですが、日本は世界で最初の人口減少、少子・超高齢社会を迎え、年初からの新型コロナウイルス感染症により、デジタルトランスフォーメーションが加速しました。まさに100年に一度の大変革の年を迎えようとしているかと思えます。デジタル化やグローバル化も急速に進展する中で、特に高齢者を始めとするデジタル弱者と、デジタル社会、情報社会との融合を図り、これは国連でよく言われている施策でございますけれども、誰も取り残されない政策が必要だと思えます。また、政策評価制度の導入から、20年という節目の年に当たりますので、ぜひ前向きな行政評価の在り方に期待したいと思えます。

今後の政策評価の視点は国連SDGs、また環境や社会、ガバナンスといったESGの視点、地方創生に資する調査項目の選定、そして、民間との協業を目指しながら、オープンイノベーションを強化していただくということが、多様性や、あるいは自立性を備えた社会の創造に寄与するかと考えております。

また、本日、森田委員から不可逆的という御発言もございましたが、ポストコロナを見据えて、働き方改革や新しい生活様式が徐々に定着しつつある中かと思えます。調査や政策評価の手法、また、こういった審議会も事務局の多くの御尽力の下に成り立っており、そういった運営を始め、あらゆる面でデジタルを活用して、スピードや透明性、効率性、継続性を推進していただきたいと思えます。

具体的な取組は、デジタル庁の創設に向けて準備室が立ち上がりました。個別の案件は、電子政府、そして電子自治体に関する評価を行っていただきたいと思えます。

これまでの行政評価局調査の状況を拝見すると、電子政府の推進やIT化推進施策は、平成16年、そして17年と、約15年前に行われたのが最後となっておりますので、ぜひこの評価

を行っていただきたいと思います。デジタル庁の機能的な運営、他省庁、あるいは内閣官房との重複投資や施策にならないような制度設計や、法案の策定、またデジタル政府の海外展開に資するような戦略的な評価が重要であると考えております。

私が所属する電子政府・自治体研究所は、過去15年にわたり、約65か国のICT先進国を対象に電子政府ランキングを調査してまいりました。最近の潮流は、各国政府がAIやロボティクス、あるいはブロックチェーンを積極的に活用して、行政コスト削減の徹底、そして低コスト国家を目指している現状にあります。また、世界的にブームなAIやIoTを利活用した代表格となるスマートシティという新しい都市づくりはデジタル政府との関連も非常に深化しており、国際連携の面でも重要な、戦略的な事項になっていると思います。

もう1点は、2001年に施行されたIT基本法以降、策定されてきた幾つもの政府のICT戦略の総合的な評価を、外部評価も含めて実行していただきたいと思います。

過去20年間で実施してきた各府省の政策評価のプラットフォームの構築も一考かと思えます。かなり多くの政策評価が行われてきました。これを一望できるようなプラットフォームは、今後の展開としても、非常に有意義に働くものと思っております。また、調査には労力もかかりますので、AIやRPA、あるいはビッグデータ等の先端技術の活用やデジタル人材の育成を行い、民間や学界と協業しながら、政策立案に生かしていただきたいと思えます。

今後の政策評価審議会の在り方についてですが、PDCAの徹底及び民間が活用するEXIT（出口戦略）の視点を採用するのも一考かと思えます。政策評価は数も多く、また期限や予算、コスト、人材等の面に貢献できるのではと考えます。

また、国民本位の政府サービスのために、行政相談窓口のさらなる拡充と活用により、国内外への発信を期待したいと思います。

私の添付資料は、先日の委員懇談会で御報告申し上げたものですので、割愛させていただきます。

次の資料は早稲田大学電子政府・自治体研究所の電子政府世界ランキングをまとめたもので、1か月ほど前に発表した、最新版です。15年間の調査が映すデジタル日本の真実を明らかにし、今年度のランキングでは日本は7位になりました。

国連のランキングも2か月ほど前に発表され、14位という結果になりました。早稲田のランキングはベンチマーク10項目、そして35の小項目を基に分析をしております。日本は今回のコロナにより、特別定額給付金の配付や、PCR検査等でデジタル化が後塵を拝している

という報道もなされましたが、後進性は否定しませんが日本のデジタル化で進んでいるところを評価することも非常に重要だと思っております。特に2012年に設置された政府CIOや電子政府の戦略推進、そして何よりもインフラが、非常に高く評価される要因となっています。

インフラがまずありきで、その上に乗せるためのサービス・アプリケーションを更に強化していただくことにより、今後のデジタル・ガバメント、また現在議論が進められているデジタル庁にも、ぜひ論点として取り上げていただきたいと思う次第です。

以上、簡単ですが、説明させていただきました。ありがとうございました。

(岡会長) 岩崎委員、ありがとうございました。

それでは、今、お三方からの御発言をいただきましたけれども、皆様方の御意見を出していただきたいと思えます。既に御発言いただいた3人の委員の皆さんも、自由に参加していただきたいと思えます。どなたでも結構でございます。

では薄井委員、どうぞ。

(薄井委員) ありがとうございます。今日は会長から、20年の節目に当たり抜本的な見直しをするという御提案があったので、日頃考えていることを3点申し上げようと思います。

初めは、政策をよくする、政策の実効性を高める、そのために政策評価があると考えますと、どうしたらその実効性を高めることができるのだろうかということについてです。政策の多くは、予算的な裏打ちによって実現が可能となる以上、予算要求、その査定といった場に当たって、政策評価そのものを何らかの形で組み込むとか、あるいは反映させる。これはある意味で、政策そのものを、金銭的な裏づけも含めて実効たらしめる一つの方法論だと思います。

もちろん、これから申し上げる点も含めて、すぐにできるかどうかは分からない。それから、様々な制度的問題もあるとは思いますが、筋論からいえば、政策、それを裏打ちする資金、そのリンケージを図ることによって、相互の関係性、効率性、将来性のチェックが非常に重要だと思うので、こういった点を一つ、問題提起させていただきます。

2番目は、既に各委員からお話がありましたが、「提言のポイント案」の4つ目、ロジックモデルにより政策評価の質を高める取組を推進していくという部分です。実はこの前に、既に岩崎委員から、もっと概括的なお話があったのですが、各府省のモチベーションを高める政策評価の在り方あるいは評価方法。これは、我々が積極的に提案していいと

思います。その際には、AI、ビッグデータの解析、あるいは、今は非常にセンサー技術が発達しているので、各種のセンサーを組み込むような方法論があると思います。それから、SNSなどの新しいソーシャルメディアといったものも使えるだろうと思います。

一つだけ実例を申し上げますと、建築現場では、かつてはいわゆる確認・検査に当たっては目視が前提だったのですけれども、今はドローンを、積極的に使っています。しかし、それが制度的に全て許されているのかどうかは、規制との問題もございます。様々な局面でIT化、デジタルトランスフォーメーションというのは使えると思うので、我々自身が政策評価の中で自ら使ってみる、挑戦してみる、実験してみる。そういった取組が必要なのではないかというのが2番目の問題提起です。

3番目の問題提起は、これはむしろ岡会長が御専門なので、後ほどの議論でもコメントいただければと思うのですが、例えば経済的規制の在り方を考えたときに、国内だけで政策の整合性を見ていても、全く意味をなさない。日々刻々と動いているグローバルマーケットの中で、その規制が本当に効率たらしめているのかどうかは、国際的な比較を経なければ、検証すらできません。

当審議会には岩崎委員始め、大変優れた委員あるいは臨時委員がいらっしゃるのですが、できれば分科会のような形でもいいと思うのですが、国際比較から見た政策評価の在り方というのも一本フラグを立てて、そこで問題提起をしていくという道もあるのではないかと考えます。

繰り返しますが、すぐにできること、できないこと、あるいは制度的な障害など、多々あるかと思うのですが、今日は岡会長の抜本的な、という言葉に励まされて、日頃考えていることを3点申しました。御清聴ありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。田渕委員、どうぞ。

(田渕委員) 田渕です。よろしくお願いいたします。

私は、評価制度が今は役立つものとなっていないというところを、役立つものに変容させるためにはまず何が必要かといったところをコメントさせていただきたいと思います。

まず、様々な制度を見直したとしても、あるいは新たな評価手法を取り入れたとしても、それを使うのは職員の皆さん一人一人、その職員の皆さんの意識が評価を生かしているというものによって変わっていかなければ、しっかりとした評価制度があつたとしても機能しないと思っています。また、先ほど薄井委員からもお話があつたモチベーションを高めると

いう点や、評価結果を予算査定当局でしっかり活用するといった部分も、評価を生かすには必要であろうかと思えます。

これまで各府省の政策評価や、行政事業レビュー、地方自治体の行政評価に携わる中で、評価が目的化してしまっている、評価がゴールになってしまっているといったところが、前よりも強くなっているような思いがしています。

職員の皆さん一人一人が評価を改善につなげていくという、評価の目的をしっかりと認識して、適切な目標を設定し実行して、もし未達であれば未達要因をしっかりと分析し改善につなげていく、そこで初めてPDCAが回っていくわけです。そういったものを、しっかりと職員の皆さんに意識し認識していただくということが、まずは重要なポイントなのではないかと思っています。そのためにも、評価を実施する所管の皆さんだけではなく、予算査定当局の皆さん、評価結果を活用する立場の皆さんにおいても、そういった認識の下に評価を活用していくという対応をしていただくことも重要なのではないかと思います。

幾ら制度を変えたとしても、評価手法、例えばEBPMとか、ロジックモデルとか、そういったものを取り入れたとしても、それを使いこなしていこう、評価に生かしていこうという意識が職員の皆さんになれば、それは宝の持ち腐れと申しますか、機能していかないと申しますので、まずは職員の皆さんに、評価はこういうものに使うことができる、よりよくしていくために評価が必要だということを、しっかりと認識していただくことが重要だろうと思えます。

あと、制度的なもので申し上げますと、政策評価のほかには行政事業レビューも評価制度としてあるわけですが、この2つが、縦割りになっているのか、しっかり連携が取れていないのではないかと思います。ですので、この2つに関して、今後も続けていくということであるならば、役割を明確にした上で体系的に整理をして、使えるものに、職員の皆さんが二度手間だと思わないような形で生かしていくことが必要だろうと思えます。以上が政策評価制度の改善に関するコメントです。

もう1点の行政評価局等の取組に関して、これは先ほど前葉委員から、国民の役に立ったかどうか、その点を評価してほしいというコメントがありましたが、私も全くそのとおりで思っております。

行政評価局では統一性・総合性確保評価は実施されているけれども、その評価のスタンスは実施主体、実施する側からの視点での評価になっている。先ほどコメントした政策評価制度は、自己評価であり、各府省に第三者委員会があったとしてもそれは自己評価を踏まえた

メタ評価的な評価です。今後の行政評価局の取組の中では、国民の視点での評価を入れていただきたい。実施主体の評価は、今までどおり実施していく必要はあると思いますが、国民の視点、要するに政策の対象となっている立場での評価というものを実施していただきたい。

前々から申し上げている子育て支援も、子供の視点から見たらどうかといった部分も、そこにつながるころはあると思います。実施主体の視点ではない、異なった角度、様々な視点から評価することによって、見えてくる課題というものも多々あります。そこで見えた課題を審議会で議論して、その議論を踏まえて、各府省に勧告するというのが、政策評価審議会の一つの形としてあり得るのではないかと。行政評価局の実施する評価に関しては、国民の視点、ユーザーの視点、ステークホルダーの視点といった、実施主体ではない立場での評価、スタンスを持って、評価に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがですか。牛尾委員、どうぞ、お願いします。

(牛尾委員) 発言させていただきます。私は、まとめると4つの点について、意見を述べさせていただきますと思います。

まず第一が、提言作成に当たっての方向性とか姿勢という問題についてですけれども、特に私のように地方在住ですと、行政を取り巻く環境が大きく変化してきている、変わってきているというのは、日々、肌で感じております。その中で、行政自身の在り方も、国の行政も地方の行政も、より迅速で柔軟かつ効率的に行動してほしいという、ある意味で言うと、メリハリをつけて、強弱もあって、よりしなやかな行政というものを目指していただきたいと思います。時代の変化に行政がどう対応していくかということで、ある意味で大きな、社会的な仕組みの変化が起こっておりますので、今回は時代に合った政策評価、行政を変えるという姿勢を、ぜひ強く打ち出していきたいと思います。

もう一つ、政策評価の在り方としてということですが、これは私の個人的な希望でもあるのですが、政策評価は、行政の現場を支える皆様にとって有益なものであるということ。つまり、行政のやり方を批判するとか、たたくとかいうことではなくて、政策評価を行ったことが政策の有効性に寄与するような形になってもらいたいし、あるいは、次世代を担う若い人たちが子供が希望を持てるような、未来のあるような前向きな提言を出してほしいと思います。

今、いわゆる国家公務員、霞が関を希望する若い方が減ってきて、人気なくなっているとか、あるいは短い年月、3年以内に辞める方が多いという話をよく聞きますが、国民のために働くということは、私の個人的な意見ですが、非常に重要な意義のある仕事だと思っています。ですから、例えば政策評価の部署が、霞が関に就職したいと思うような方たちで一番人気になるような政策評価、そう社会的に思ってもらえるようなものができたらいいと思っています。

2点目は、長期的な重点分野についてですが、私としては、東北に住んでおりますので、東日本大震災の経験というものが大きいです。東日本大震災だけでなく、他の地域においても、今年の台風であるとか、昨今大きな、想定を超えるような自然災害というものが頻発しております。災害を想定した行政の仕組みというのはできていますが、評価を行うに当たっては、災害への備えだけではなく、国土強靱化との関係でも、きちんと機能しているかということも含めた形での評価が、これから必要だと思っています。ですから災害については、行政評価局として取り組むべき重点分野の重要なテーマとして考えていただきたいと思えます。

3番目に、中長期的に行政評価調査として、具体的にどう取り組んでいくかということですが、すけれども、既存のシステムを前提としたものが機能しなくなっているということは、政策評価審議会の中で何度も各委員から御意見も出ましたし、議論も深まってきていると思えます。その中で、今回、例が出ていますけれども、行政ボランティアとか、あるいは行政計画とか、社会的ユーティリティー、インフラについての考え方が、これまでの考え方では駄目なのではないかと。言い方は悪いのですが、昭和的な考え方、今は令和ですので、前時代的な考え方からの脱却というのも必要だと思えます。

行政評価局として、調査のやり方として、これから長期的かつ継続的に行っていくテーマを取り上げて、シリーズ化した調査をぜひ行っていただきたいと思えます。その中で大事なのは、シリーズ化するという事は、行政評価局として政策の評価を、アドホックではない体系的な知、知識とか知見の集積として捉えていただきたいということです。そうなれば、例えば縦割り問題や前例主義ということは、なくなると思えます。

体系化された知の集積を、各府省で共有する、あるいは将来の政策形成に関してそれを利用するという形で、政策評価に対する考え方を、新しい考え方を持っていただきたいと思えます。そうすると、いわゆる政策評価疲れという考え方にもならないと思えますし、より前向きな政策評価や政策提言になるのではないかと考えております。

最後に、本日、私は東北管区からウェブ会議で参加させていただいておりますけれども、行政評価局の調査において、管区行政評価局の機能をフルに活用していただく。そして、前葉委員もおっしゃっていますけれども、現場の実態とか、地方の生の声を丁寧に拾っていたきたい。そうした形での情報収集活動を、これからもぜひ行っていただきたいと思います。以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。田辺臨時委員、お願いします。

(田辺臨時委員) 何点かコメントさせていただきたいと思います。

まず第1点目は、政策評価制度導入から20年もたったのだな、という感慨の部分というのはございます。負担感の根源にあるのは、目標管理型の制度が、若干各府省に負担感を感じものになっているというのは、よく仄聞するところでございます。

ただ他方で、政策評価で各府省全体の活動を覆うという場合には、目標管理型以外のやり方は、20年前、思いつくことができませんでした。それをある意味、政府の活動を漏れなく評価の対象にするという糧として使ったという部分はあろうかと思えます。

他方、評価という世界を離れたところで、数値目標による管理、つまりKPIを必ず立て、それで実行せよというところは、この20年の間にかなり受け入れられて、それが実効を確実にさせるための管理手法として定着してきたという部分があろうかと思えます。この点では、数字による目標管理に対するアレルギーの度合いというのは、今、政府の中では下がっている。むしろ、これを積極的に使って事業展開をしようということになっているのだらうと思われまます。

ただ、最大の問題は、数値目標による管理というのができないところが多々ございます。例えば、財務省による予算配分は、数値目標というものよりも、むしろバランスであるとか配分の仕方、それに伴って制度をどう変えていけばいいのか等々の問題になりますので、余り目標管理にはなじまない部分がございます。こうした数値目標による管理に適さない部分の評価方式を、どのように展開したらいいのかというのが、ある意味、大きな課題なのだとおもうところがございます。

もちろん、柔軟化であるとか負担の軽減ということは、何回もうたってきて、そのたびに制度を微修正してきたところではありますけれども、考え方の変換等が必要なのかもしれないと思っております。

2番目は、にもかかわらず、この政策評価制度というのは、各府省がどういう形で評価す

るかということ柔軟に考えてよい。したがって、ある意味、画一的ではなく、ばらばらに構成してよいという制度設計になっております。他方、こちらの行政評価局では、横並びで見られないというところが一つの弱点だと考えていた側面もありますので、できるだけ標準化していこうという動きもあったかと考えているところでございます。

ただ、問題は、柔軟化といったときに、各府省が本当に柔軟に考えて、自ら考えてこういう評価をやっていこうという形で評価デザインを考えるかということ、評価デザインは余り考えていない。そこで行政評価局に、どうやったらいいでしょうと御相談に来て、行政評価局で、持ち駒を提示して、やっと動き出すという側面がございました。各府省が評価を役立てて、岡会長の言葉を使いますと、ソリューションを見いだせる仕掛けとしての評価を、どのように仕掛けていくのかというのが、2番目の大きな課題なのだろうと思っております。

それは、評価疲れをする前に、評価が疲れのもとではなく、むしろビタミン剤になるような、インセンティブと言いますか、モチベーションを高めるものにしていく。一つは、ほかの委員がおっしゃっていたように、予算とリンクさせるというのは、ビタミン以上に強烈な役割を持つのかもしれませんけれども、そういう他の制度との間のインセンティブをどのように作っていくかということところは、提言の際に少し踏み込んでいただく、すぐに実現するかどうかは分かりませんが、その必要があると思っております。

3番目は、行政評価局で行う評価活動の問題でございます。私は、行政評価局が出した様々な評価を高く評価しております。法曹の問題に対する調査は、かなり社会的なインパクトを持って、数字ががらっと半分ぐらいに減ってしまいましたけれども、そういった非常にインパクトのある調査を幾つか出しているということ。かつそれが、きちっとした調査に基づいて提言して、勧告してきたという歴史はあろうかということでございます。これはぜひ守っていただきたいスタンスであり、その延長上に何を考えるのかということが、行政評価局の今後の勝負のしどころなのだろうと思っております。

一時期、経済財政諮問会議と連携して、重要問題や重要課題を指摘していただきまして、それを行政評価局で引き取って、評価に結びつけるという作業を行っていたことがございます。最近余りそうした連携の部分というのはなくなって、むしろ行政評価局自体で将来を見据えて評価対象を考えていこうという方向をたどっているような気がいたしますけれども、各府省の縦割り構造の中で落ちてくる、非常に重要な、政権にとっても、そして日本国民にとっても重要な施策、計画といったものがございますので、それを上手に拾って、各府省ではできないような評価、国民に対してフィードバックできるようなものを、積極的に行

うことを試みていただければと思います。行政評価局には、その力があると私は思っております。

以上、3点ほど申し上げました。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでございますか。

今までのところで、事務局から何か意見があれば、お願いします。

(白岩行政評価局長) まず、意見というほどのことではないのですが、若干、事実関係について発言いたします。

今、田辺臨時委員からありました経済財政諮問会議の話についてです。これは客観性担保評価の契機として、そのようなことをやるという試み、取組で、現時点で終了しているわけではありませんが、ここ数年は、連携調査を担当する組織を設けて、要請を受けたりしながら、動きはしております。ただ、まだ世に問うような成果にまでなっていない状況であると御理解いただければと思います。

いずれにせよ、田辺臨時委員のおっしゃるような、制度全体の中での取組の重要なものを拾いながら見ていくという考え方は、行政評価等プログラムの中のテーマの扱い方で出してきたと思います。

それから、シリーズについて、防災という話がありました。この辺りにつきましても、現時点でも防災の関係は重要なポイントとして取り組んでおりますし、今回の提言で、さらに、防災のどういうところを見ていくべきかということも、今後提言をまとめていく過程で、お知恵をいただければと思います。どうしても防災、災害関係は、あの時こうしていれば良かったという結果論はなかなか役に立たないところがございまして、どちらかというところ、その時どうしてこうなったのかというところから、何の教訓を導き出すのかという視点になればと、事務方として考えているところでございます。

その関係で、最後、意見的なところで、岩崎委員からデジタル化という話がありました。これについて今、デジタル庁という話が出てきています。私どもの取組としては、現に政府が取り組み始めたことを評価する際に、若干時間的なタイムラグが出てくる。

ただ、デジタルということについて、どういうアプローチをしていけばいいのか。今できないという意味ではなく、今、評価として、デジタルにどう立ち向かうのか。ここについて、本日問題提起をしていただきましたので、職員のほうにもぜひ議論させていただきたい。例えば、デジタルと言うときに、役所にデジタルの設備を、道具を、積極的に導入するという

考え方がよくあります。極端なことを言えば、マイナンバーカードもそうかもしれません。

もう一つ、忘れてはいけないのは、ユーザーのことに気をつけてほしいという話がありましたが、ユーザー側がデジタルに対応している。それを踏まえて、役所側は、今のやり方でも、いずれにせよデジタルに世の中が対応しているのだから、今のやり方の考え方を根本的に変えるべきではないかという視点もあるかと思います。若干同じように見えていて、ちょっと違うのではないか。

例えば、これも適切かどうか分かりませんが、災害時にデジタルで情報提供するという話がありますが、デジタルに慣れた国民としては、非常にありがたいことのように聞こえますが、現実には、災害時にはデジタル機器が使えなくなっていることが東日本大震災でございました。そうしたときに、役所がデジタルしか対応できなくなっていたとしたら、どうなるのか。

ですから、恐らく、幅広く、デジタルに対応できる人に対するサービスと、デジタルに対応できない人に対するサービス、これは弱者保護という意味ではありません。弱者という感覚でいうと、デジタルに対応できている人からも、デジタルに対応できていない人からも、満足できないような対応になってしまう可能性があります。そうではなく、世の中がデジタルで対応できていることを踏まえて、我々はどのように行政のやり方を直していくべきかという設問があり得ると思っています。

提言の際に、これからの評価を行うに当たって、デジタルと言われれば、やりたいと思います。ただ問題は、何を着眼するのかというところを、もう少しかみ砕いた形での提言になるように、ぜひお力添えを賜りたいなと思った次第でございます。

あと1点、評価が使われるか使われないかという議論と、評価のインセンティブの議論というのが幾つかあったかと思います。評価が現に使われていない、我々もこのように問題意識を持っておりますけれども、単に使われていないということが一般的に言われてしまうと、何から直していくかという問題になってまいります。問題は何がコアだろうかというところについて、恐らく試行錯誤しながら直していくのが現実的な対処だと思いますが、要するに、問題は何か。使われていないとすれば、使われていないということについての問題は何かというところについて、まず事務局で洗い出しますので、その中で、どこから着眼していくのがいいのか、取り組み方についての優先順位の考え方のようなものも、提言の際に議論していただけたら幸いです。

1かゼロとしてしまうと、実際に20年も動いてきた仕組みを、どのように直していくのか

ということについての具体的な道しるべになりにくい気がいたします。そういうところを、我々も問題意識を持って、議論をさせていただきたい。それについて委員の先生方の御知見をお借りして、提言の形にまとめたいというのが、私の皆さんの御意見を聞いていて感じたことでございます。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。

あと20分ほど、予定の時間があります。追加での御発言があれば、どうぞ。

(辻政策評価課長) 政策評価課長の辻でございます。先ほど田辺臨時委員から、各府省の活動を漏れなく見ていくというために目標管理型の評価という手法をとり、それを20年間続けてきたというお話がございましたけれども、実際、漏れなく見る、網羅的に見るというところが、どこまで求められているのか、という点についてでございます。

実際に各府省の評価書を見ていると、施策の下に幾つもの小項目が立っていて、さらにその小項目の下に達成目標のようなものが幾つもの立っていて、さらにその測定指標が幾つもの立っているといったように、かなり複雑な構造になっている評価書がよくあります。提言のポイント案にも書かれていますが、一つの方向性としては、評価を真に役に立つ、意味のあるものにしていくためには、重要な情報への絞り込みや、重点化が必要になってくると思うのですが、ではどういうものが重要なもの、あるいは意味のあるものなのか、というところをどう判断していけばいいのか、ということになってくると思います。その辺りについて、これからまた各府省の意見も聴いていくことになると思いますが、今時点でもしコメントいただけることがありましたら、お願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは田辺臨時委員。

(田辺臨時委員) 私がコメントするのかなという感じはあるのですが、そのクエスチョンはすごく重要なものです。どういう意味で重要かというのは、幾つかあるのですが、一つは、各府省が重要だと思うものと、それから、外から見て、これが漏れているのではないかというものの間に、かなり乖離があります。最終的に数値目標に持っていったときに、この数値目標が、重要ではないところにスポットライトを当てているというものが多く見られるところなんです。それを、外から言って直させるのがいいのかというのも、なかなか簡単には判断が付きづらいところではありますけれども、そういう問題意識は持っているというのが一つ。

それから2番目は、重点化と負担の軽減、柔軟化というのは、もう20年の制度運用の中で、あの手この手で試みてきたものであります。ただ、全体は網羅するというフィロソフィーは、とりあえずは外していないというのが私の理解であります。外すとどうなるかという問題も、2番目として出てきます。これは、評価疲れで疲れている人は、自分の仕事をできるだけ小さくして、これだけやろうという形になるので、漏れてしまうものに、もしかすると重要なものがたくさん流れ込んでしまうかもしれない。そこをどのように防ぐのかというのが2番目の課題です。

3番目は、目標管理型ではなく、ほかのやり方に見てみるということがございます。例えば、総合評価のような形で5年に1回レポートを出すということについては、各府省は恐らく5年に1回レポートを出すといったときに、負担感が減るかということと、そこに思い切り尽力しますので、同じ評価体系を使って5年間毎年連続してやるということのほうが、もしかしたら楽になる可能性もあります。そういうところは実際に評価を行う現場の方々、それを取りまとめる各府省の評価室、そして行政評価局で連携して、どのような問題があり、どのような制度的な解決策があり得るのかということところを、よく調べて議論して、おまとめいただければという感じがしております。

以上、3点ほど申し上げました。

(岡会長) 田辺臨時委員、ありがとうございました。

牛尾委員、御発言を御希望されているということでございます。どうぞ。

(牛尾委員) 先ほど、各管区の行政評価局の活用というお話をさせていただきました。今年度の政策評価審議会では行政の現場の視察ということで、刑務所や津市にお伺いするという話もございましたが、非常に残念ですが、新型コロナウイルスの感染拡大のため、難しい状況になってしまいました。やはり審議会として、ただ座って議論するのではなく、行動する、機動的な審議会というものを諦めたくない。もし可能であるならば、例えば委員の人数を絞る、目的を絞るなどして、ぜひ管区の行政評価局に赴いて、現場の方の意見を直接聴く、意見交換をするなど、そういった機会をぜひ設けていただきたいと思います。ぜひ岡会長からも事務局の皆さんにお話していただけるとありがたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょう。森田委員、どうぞ。

(森田会長代理) ありがとうございます。今日のお話ですけれども、評価の在り方をこ

れからどう変えていくかということと、評価局の役割について、これは皆さんの御意見、そのとおりだと思いますし、特に今の辻課長と田辺臨時委員の間で議論がありましたように、重点化していく、絞っていくということはあるかと思いますが。私の勘違いもあったのかも知れませんが、今日の提言というものについては、7月3日の委員懇談会では、もっと大きく世の中が変わっていくのではないかという前提で、評価の在り方、評価局の役割というものを見直すべきではないかということをお話し、本日ももう一度お話ししたわけですが、今までの評価のやり方、20年の蓄積を踏まえて、よくないところといいますか、問題点を改めて、よりよくしていく、重点化をしていくということは大変重要だと思いますし、特に、先ほど田辺臨時委員からありました、財務省主計局の予算の査定や防衛省の一部、外務省など、こうした方法の評価になかなかなじまないものもあります。そこを無理に何かKPIを作るということで、お互いに苦勞をしているような気がしますから、そういうところは、外してしまい、その評価方法について蓄積ができてきてから、またそういうところにも評価を広げていくという方法もあり得るのかなと思っております。

その意味で、目標による管理、KPIを立てて、アウトプット、アウトカムということが把握できるような部分から重点的に評価を行っていき、そこから評価の手法の開発と同時に、その部分についての適正な評価を進めていくということも重要ではないかと思っております。

ただ、冒頭に申し上げましたように、現代の社会はとても大きく変わっており、一例を挙げますと、今回のコロナウイルスの感染症に関して、感染症予防法がこのままではうまく適用できないのではないかという状態になっています。これを行政評価局としては、変化に対しては実質的に厚生労働省なり、どこかでそれに対する新しい政策を立てるまで、ただ待っているのか、あるいは、それについて行政評価局で評価の在り方、特に事前のプログラム評価のような観点から、提言ないしアドバイスあるいはサジェスションというものをするのか。

委員懇談会では、そろそろそういうことも、行政評価局の今までの評価の蓄積の中からできるし、すべきではないかという御意見であったかと思っております。それについてはもちろん、今までの権限の話であるとか、相手方府省の話もありますけれども、行政評価局は横並びといいますか、横串に様々なところを見ているので、そこで何が問題であるかということについても指摘できるのではないかと思っております。

特に、先ほど白岩局長からもありましたけれども、デジタル化に関して言いますと、我が

国の今までのデジタルについての考え方は、どちらかという、既存のこれまでの事務処理の方法や制度を、いかに効率化するか。そのために、どのような形でデジタル化するかという発想だったと思いますけれども、私も内閣官房のIT総合戦略本部の新戦略推進専門調査会デジタル・ガバメント分科会の座長も担っているのですが、そちらの観点から言いますと、ある意味で、社会の仕組みを全く別の観点から変えていこうという仕組みであろうかと思えます。

災害の話もございましたけれども、現在、災害対策基本法もそうですが、避難所で何をしているかといいますと、最初に避難されてきた方について紙で名簿を作っております。しかもDMATが来ると、また別な名簿を作るということをしているわけです。これを思い切ってデジタル化した方が、マイナンバーを使って、そこで本人が同定されますと、その方がどういうお薬を飲んでいるのか、どういう病状であるか、あるいはどのようなアレルギーがあるかなど、そうしたことについて自動的に分かるような仕組みができるのではないかと。

そうした形でのデジタル化の提言というのは、もっと進めるべきではないかと思えます。更に言いますと、先進国でいえば、そのためにデジタル政策として一番何をすべきかということ、どういう場面であっても、確実にコミュニケーションができるようなインフラの整備をどうするかということで、高速のネットワークと、それをバックアップするエネルギーの代替装置、それを全国的に整備すると同時に、かなり広い範囲において公共Wi-Fiが使えるような、そうした社会インフラを整備することが、まず最初のデジタル政策だと言っているところもあります。

日本の場合は、なかなかそこまでいなくて、どうしても端末の話に焦点が集まるようです。その技術は優れているかもしれませんが、これからは今述べたような意味でのデジタル社会というものが作られていき、そちらのほうで、社会のベース的なところが管理される。管理という言い方は少しよくないかもしれませんが、いろいろな意味でのケアがなされるという社会、これがSociety 5.0の描くところかと思っております。

そういった社会の在り方について、評価の観点からもそうですが、今までの仕組みはどうなのかということについてサジェスションするということも、この審議会の役割として考えてもいいのではないかと、私の提言といいたいまいしょうか、思いでございます。

長くなりましたけれども、以上でございます。

(岡会長) 森田委員、ありがとうございました。

ほか、ございますか。どうぞ、岩崎委員。

(岩崎委員) ありがとうございます。森田委員から今、御説明いただいた点に、私も全く同意です。先ほど白岩局長からもお話がございました。ユーザー（国民本位）視点ということで、デジタル化をする前提に立つわけですが、日本は健康長寿社会であり、情報弱者としての高齢者対応が必要になってくると思います。今、高齢者といっても、以前の定義とは全く異なり、7割から8割がアクティブシニアと言われていて、残りの2、3割をどうサポートしていくかという議論があります。

また一方で、災害弱者と言われる方々の7から8割は、どの自然災害を取っても高齢者が犠牲に遭っています。デジタル化を進めることで、情報格差を進めてしまうことは避けなくてはなりません。今まさに国連で進められている誰も取り残されない社会、あるいは共に前進する社会というものは、こういった点にあると思います。

一例を申し上げますと、電子政府世界ランキングで、上位に毎年入っているデンマークは高齢社会であり、また高福祉国と言われており、一方でデジタル化を非常に積極的に進めている国でもあります。95%の国民に対してデジタル化を完全に実行しており、残りの5%、いわゆる高齢者や、あるいは何らかの障害を持っている方々など、どうしてもデジタルな環境にいない人に対してのアナログ的なサービスもしています。そういった点も非常に評価されています。国連も我々の研究調査も同様ですが、数回現地調査に行きましたデンマークは非常に高く評価されています。

国民本位という視点で考えると、何をもちてデジタル化を進めるかというところが非常に重要かと思うのですが、今まさに法案でも出されているようなペーパーレス、ワンストップサービス、あるいはデジタルファーストと言われるものは、100%デジタル化という原点に立つのかもしれませんが、こういった弱者に対しても取り残しのないようなサービスを提供していく施策につなげられる評価も重要かと考えます。

最後に、先ほど薄井委員から、海外など国際的な視点で見た、日本のデジタル・ガバメントや政策評価というだけではなく、マーケットとしての海外の展開にも資するものだと思っております。ぜひそういった点も含めて今後の評価をお願いしたいと思います。

先ほど森田委員からご指摘ございましたように、我々のランキングではインフラも非常に高く評価しています。5GやBeyond 5Gと呼んでいるかと思いますが、5Gの先のAI社会を見据えた新しいデジタル化を作る上での必要となってくる施策あるいは政策評価という観点を一つ入れていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがですか。どうぞ、原嶋企画課長。

(原嶋企画課長) ただいま岩崎委員から、国民本位というお言葉がございました。また、先ほど田淵委員から、国民視点での評価というお話があったかと思えます。

5年ほど前に評価監視官であったときの経験でございますけれども、小中学校におけるいじめの調査の設計をしたことがございます。その際に、小中学生の生の声を聴くということも検討しましたが、生の声を調査するとなると、調査票を学校に依頼して、そこから配布、回収するというので、現場の手間や時間がかかるため難しいのではないのかとなりました。国民の声を拾うということは結構難しいと感じています。

ただ、できないかという、何か対象を限定することで、できることもあるのではないかというところもございます。まずは対象なりを限定するなり、工夫して何かできないか考えたいと思います。御知見を賜られましたら幸いです。

また2点目としまして、先ほど牛尾委員から、昭和的・前時代的な考え方という話の御指摘がございました。行政ボランティアや行政計画、インフラなどについて御指摘がございました。先ほど局長からも話がありましたとおり、事務局でも、具体的にどういう問題点があるかという辺りにつきましても、着眼点の整理をしたいと思います。御知見賜り、議論を深めていきたいと思っておりますので、その際はよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。

薄井委員。

(薄井委員) 今までこの審議会に出て、非常に私自身が勉強になり、いいなと思うのは、着眼点の部分で言うと、今、原嶋企画課長のお話もありましたが、「弱者救済」という言い方がいいかどうか分からないけれども、なかなかスポットが当たらない地味だけれども重要な部分に、政策評価という切り口からきちっとスポットを当てている事だと思えます。取り上げている課題は一見、小さく地味ながら、そこから敷衍して、「新たなシビルミニマム」といいますか、そういった地に足のついた視点については、ずっと保持していただければありがたいなと思えます。

(岡会長) ありがとうございます。

予定の時間になっていますが、政務官がそろそろおいでになる予定だと事務局から聞いていますので、このテーマについて、今日の皆さんの御意見を十分踏まえて進めていきたい

と思います。私自身、お話を伺っていて感じたのは、大きな変化が起きつつあるということです。この会も20年の歴史があることから、ここで何か未来型に変えていこうではないかということについては、全ての委員の皆さんの一致するところだと思います。

未来型に変えるに当たっての中身の話であります。私はこの政策評価審議会の評価の理念といいますか、目的あるいは基本方針、言い方はいろいろとあろうかと思うのですが、そういったものを一度レビューしてみたらどうかと思いました。何人かの委員の方がおっしゃっていた通り、国民視点に軸を置いた考え方でレビューを行うということが1つ目です。

また、それとも接点が出てくるかもしれませんが、霞が関のこの場だけで議論して何かを進めるのではなく、今日の次のテーマでもありますが、関係府省に出向き、実際の政策を実施している、あるいは自己評価をしている方々と意見交換をする。そして、これも何人かおっしゃっていましたが、各府省あるいは自治体が自分たちの政策を進めるに当たり、行政評価局はいろいろアドバイスをくれる、いいことをしてくれている存在となれば一体感を醸成することができると思うのです。その意味で、2つ目は現場ということだと思います。

それから、もう一つ感じたのは、これは森田委員がおっしゃっていただいたことで、すごく重要なことだと私も思っているのですが、従来の評価だけではなく、重要なテーマについてはサジェスチョン、アドバイス、提言、いろいろな表現で森田委員はおっしゃっていましたが、そういう形のものまで踏み込むか否かについても、非常に重要であり、大きなテーマなのかなと感じました。

理念あるいは基本方針を、もう一度レビューして固める。その次に、重点化。全ての政策を同じレベルで評価するということは効果的ではないし、効率的ではないわけですから、ある程度の重点化というものが必要になってきます。そのときに、どのテーマを重点テーマとして取り上げるのかということが、今度は大変重要になってくる。そして、先ほど申し上げたように、その重点テーマについて、サジェスチョンまで含めて取り組むのかどうかテーマになってくるというところなのかなと思います。

それから今日、デジタルの話がかなり出ましたが、30年ぐらい前から、eガバメントという方針の下にやってきたわけです。今度それがデジタル・ガバメントという表現に変わろうとしているわけですが、一度、過去の数十年、eガバメントとして具体的に何ができて、どういう効果があったのか、成果があったのか、あるいは、何がネックでできなかったのかということをおこの際レビューして、今、新政権が進めようとしているデジタル庁あるいはデ

デジタル化に貢献するようなものを、そこから導き出すということが必要なのではないのかなと思っております。

個人的には、前から申し上げておりますが、マイナンバーカードがまだ90%の保有率に至っていないという大きなテーマについても、ぜひレビューをして、場合によっては議論をしていただいたらよろしいのかなと。国民視点、国民本位のマイナンバーカードの普及により国民が非常に豊かになる、行政も効率化されるということがなぜできないのかといったことについても、一度レビューする価値があるのかなと思っております。

ここで、お忙しい中、谷川総務大臣政務官にお越しいただきましたので、政務官から一言御挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(谷川政務官) 皆様、お疲れさまでございます。このたび総務大臣政務官を拝命いたしました谷川とむでございます。行政評価局を担当する大臣政務官として、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

岡会長を始め、政策評価審議会の皆様方におかれましては、日頃より、行政運営の改善に向け御尽力を頂き、心より感謝申し上げます。本日は、この審議会が新たな時代の潮流を踏まえ、行政の評価のための仕組みが、より効果的に機能するように提言をおまとめになる、そのための議論がスタートしたと伺っております。

今、社会経済の激変に直面して、我々、政策に携わる者が心して取り組むべきことは、進歩していく技術や考え方は積極的に取り入れつつ、他方において、国民や地域の声に耳を傾け、その真のニーズに持続的に応えていく政策を作り上げていくことだと思っております。そのためには、現状や現行政策について、適切に把握・評価し、それを踏まえて政策を企画し、また、時には柔軟に見直し、向上させていくという活動を徹底することだと考えております。

おまとめいただく提言には、これからの時代の課題に、行政の評価が的確に対応していくための解決策が盛り込まれるものと大いに期待しております。私も担当政務官として、全力で取り組んでまいります。これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

(岡会長) 政務官、どうもありがとうございました。政務官はこのまま御参加されます。よろしくお願いいたします。

先ほど私が話していたとき、田淵委員の手が挙がったのですけれども、よろしいですか。

(田淵委員) はい。

(岡会長) 分かりました。ありがとうございます。

それでは、提言については、本日の議論を踏まえ、事務局で整理し、次回の審議会に案文

のたたき台をお示しいただきたいと存じます。案文の作成に当たっては、事務局において随時、委員の皆様の御意見を賜りながら、取りまとめていただきたいと思います。

それでは次に、今後の審議の進め方について一言申し上げます。

これまで、この審議会におきまして、各府省と接点を持ち、現場の声を聴くことの重要性について発言してまいりました。今般、提言をまとめるに当たって、政策評価制度をより社会の役に立つものとし、各府省もその実感を持ちつつ前向きに取り組んでもらえるようなものにするため、現場の課題や悩みなどを含めた運用実態を把握することが非常に重要であると考えております。また、他の委員からも同様の御意見を頂戴しているところでございます。

このことから、森田部会長とも御相談し、各府省の運用実態を把握するためのヒアリングの場を設けることとしたいと考えております。具体的な進め方については、事務局で検討してもらいましたので、説明をお願いいたします。

(辻政策評価課長) それでは、事務局から御説明をさせていただきます。政策評価課長の辻と申します。

ただいま岡会長から、政策評価制度について、現場における運用実態を把握することが重要であるという御指示を踏まえまして、事務局で検討しております具体的な進め方について御説明をいたします。

今般の提言の取りまとめを受けて、今後、政策評価制度の運用実態や課題などについて把握をするため、全府省を対象として質問票を作成し、回答していただくことを予定しております。その上で、大どころの省庁など幾つかのところには、更に詳しく話を聴くために、資料1-2のとおり、政策評価制度部会に新たに「政策評価制度の運用実態の把握等に関するワーキング・グループ」というものを設置させていただき、各府省にワーキング・グループにお越しただいて、委員の皆様とざくばらんに意見交換をし、現状の把握の場としていただく。これを踏まえて、政策評価制度の在り方について議論を深めていただくというのではないかとということで、ワーキング・グループの設置を検討させていただいております。

また、ワーキング・グループのメンバーにつきましては、資料1-3のとおり、森田部会長に主査を務めていただき、制度部会の委員・臨時委員に御参加いただくこととさせていただいてはどうかということでございます。

ワーキング・グループにおける各府省ヒアリングでございますけれども、各委員の御日程

なども踏まえまして、現在、11月の上・中旬に6省庁ぐらいを対象に実施することを検討しているところでございます。ヒアリングの結果等については、次回の審議会・制度部会の場で事務局から報告をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。

森田部会長からも追加の御説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(森田会長代理) 今、辻課長から御説明があったとおりでございますけれども、現場で皆さんがどのように考えていらっしゃるのか、また、どのように課題を認識して、それに対してどのような政策を作って、何に御苦労されているのか、そういうことを直接伺ってディスカッションするというのが、この政策評価に非常に重要ではないかと思っており、そういう機会を作るということでございますので、頑張りたいと思っております。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、政策評価制度部会において「政策評価制度の運用実態の把握等に関するワーキング・グループ」を設置し、ワーキングメンバー以外の皆様にも可能な範囲で御参加いただく形でヒアリングを実施していくこととしたいと思いますが、制度部会の皆様、その他委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(岡会長) ありがとうございます。それでは、「政策評価制度の運用実態の把握等に関するワーキング・グループ」を設置することといたします。ヒアリングの日時等の詳細は、事務局で森田部会長と御相談しながら調整していただければと思います。

それでは、議題1については以上でございます。

続きまして、議題2に移ります。政策評価制度部会における取組状況について、事務局から説明をお願いいたします。

(辻政策評価課長) 議題2について、政策評価制度部会の関係で2点、御報告をさせていただきます。

まず、規制に係る政策評価の点検結果でございます。資料2を御覧いただければと思いますけれども、規制の政策評価につきましては、平成29年10月に制度改正を行ってから、およそ3年が経過することから、本年5月には制度部会において、規制に係る政策評価の改善に向けた工程表を決定していただいたところでございます。

工程表では、今年度と来年度の規制評価ワーキング・グループにおいて、平成29年に改正しましたガイドラインで少なくとも定量化することとした遵守費用の定量化の状況を把握し、課題を整理するとともに、E B P Mの観点の浸透方策を検討していただき、令和4年度には、制度改正から5年が経過した状況を踏まえた総括を行うこととされております。

今回の点検では、この工程表を踏まえまして、遵守費用の定量化の状況など、ガイドラインの主要なポイントに沿った点検項目に加え、E B P Mの観点を踏まえたロジックの説明に関する記載の状況についても点検を行ったところでございます。9月1日のワーキング・グループで御審議をいただいた上で、9月30日に点検結果を公表しましたので、本日御報告をさせていただきます。

内容でございますけれども、まず資料2の2ページをお開きください。定量化の状況でございます。令和元年度に各府省で実施されました規制の評価は合計で203件ございまして、このうち評価の実施が義務付けられている、法律・政令により新設・改廃される規制を対象とした事前評価137件、事後評価58件の計195件について、点検を実施いたしました。

事前評価では、ガイドラインで少なくとも定量化することとされている遵守費用が、金銭価値化又は定量化されたものでございますけれども、この円グラフの青枠で囲った部分でございますが、実数は合わせて38件ということで、定量化率、グラフの緑色の部分の、遵守費用が発生しないと考えられるものを母数から除外して算出した割合は、約40%となっております。前年度の約18%、実数で言うと15件に比べて、大幅に増加しております。

また、行政費用と効果の定量化率についても、前年度に比べて増加しているところですが、引き続き定量化されていないものも多く見られる状況です。このため、今般の点検結果を踏まえ、各府省に対しては、費用や効果の定量化がどうすればできるのか、具体的な手法を提示するとともに、特に遵守費用については、一般的には「単価」×「対象数」で推計できる場合が多いのですが、例えば安全保障上の理由や企業秘密などの理由で、単価と対象数のいずれかが定量化できないとするようなケースも見られ、そのような場合には、具体的にその理由を説明するように求めたところでございます。

今後、こうした定量化できないとする理由を分析して、ワーキング・グループで御議論をいただくことを予定しております。

次に3ページの、E B P Mの観点を踏まえたロジックの説明に関する記載の状況ということでございますけれども、E B P Mが重視されている状況を踏まえまして、政策の拠って立つ論理を明確に説明するために必要な「課題」や「発生原因」、「非規制手段との比較」と

「他の規制手段との比較」の記載状況について、今年度から新たに点検を実施したものでございます。

その結果、図の円グラフのとおり、所要の記述がされていないものが相当数見られたというところでございます。このため、点検結果を踏まえて、各府省に対しては、課題及び発生原因については、規制の導入前に生じている支障及びその発生原因を明確に記載するよう指摘をするとともに、非規制手段や他の規制手段との比較については、それぞれの手段によるメリット・デメリットを明らかにし、規制手段を選択することの妥当性を説明するように指摘をしたところでございます。

それから、次の4ページでございます。規制のライフサイクルということで、検討段階での評価の活用状況や、事後評価の実施時期、その際に使用する指標が明示されているかどうかなどについて点検を行ったものでございます。いずれも昨年度と状況は大きく変わりませんが、事前評価において、規制の検討段階における評価の活用状況が記載されているものはなかったというところでございます。このため、規制の検討段階等において、定量化した費用や効果といった事前評価の内容の活用を図るなどの指摘をしたところでございます。

それから、6ページ以降でございますけれども、規制評価の点検結果は今申し上げたとおりでございますが、各府省に対して不十分な点を指摘するだけでは、なかなか改善が進まないということで、費用と効果が金銭価値化又は定量化することについて、各府省で工夫して取り組まれている推奨事例をピックアップしまして、各府省の参考となる具体的な事例として紹介することとしております。

6ページから8ページまでが、費用と効果の両方が定量化され、効果が費用を上回ることが説明されているものの3事例です。10ページ以降では、費用又は効果のいずれかが定量化されているというもの、28事例を紹介させていただいております。

規制評価の点検においては、個別評価の改善に向けて個々に指摘するほか、こうした推奨事例を共有することで、取組全体のレベルアップを図ってまいりたいというところでございます。

(岡会長) ありがとうございます。

(辻政策評価課長) あともう1点、参考資料2ということで、国会報告についてです。政策評価制度部会の活動ではございませんが、政策評価制度に関する動きとしまして、本年6月2日に政府全体の政策評価の実績を取りまとめた年次報告を国会に提出してございまして、その概要を参考資料2として配付させていただいております。内容の説明については省

略いたしますが、今年度は参議院における行政監視機能強化の取組の一環として、本会議において本年次報告が取り上げられ、質疑が行われたところです。今後一層政策評価が注目されていくことが想定されるということで、引き続き国会での動向も注視をしてみたいと考えているところでございます。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、規制評価ワーキング・グループの主査である田辺臨時委員から追加の事項がありましたら、よろしく願いいたします。

(田辺臨時委員) 何点か補足させていただきたいと思います。

まず第一に、遵守費用というものを記載していただくということは、国民に対して規制がどのくらい負担をかけているのかということをはっきりと示すという点で、この制度の肝だと考えています。本年度はかなりその率が上昇したということは、誠に喜ぶべきことでありますけれども、あと10%ぐらいいくと、定量化していない少数派という方向になりますので、定量化している少数派から定量化していない少数派に移りますと、一挙に雪崩を打って全体が行われると思いますので、そこに持っていきたいということです。

2点目、ロジックモデルに関しては、必要性の記載は比較的よくできていたというのが感想でございます。

3点目、規制影響評価を決定の過程の中に埋め込むことが、今後の課題かと感じているところでございます。

4点目といたしまして、規制のライフサイクルという考え方を打ち出しましたけれども、事後的に評価して、必要ないものに関しては更に廃止したり、更に修正するというのを、一定、事後の時間にしていただくということになります。そのためには、いつ事後評価をしなければいけないかというリストを持っているということが必要になりますので、そこに関しては、各府省に関して点検していただきたいと思っております。

こういったことを含めまして、最後に、このワーキング・グループで議論して、本会のほうに、どうすればいいかということに関して報告したいと存じます。

以上でございます。

(岡会長) 田辺臨時委員、ありがとうございます。

タイミングよく、今、大臣にお越しいただきました。大変お忙しい中、この会に御参加いただき、ありがとうございます。早速でございますが、御挨拶をお願いいたします。

(武田大臣) それでは皆さん、遅参いたしましたして申し訳ございません。総務大臣の武田でございます。

岡会長始め、委員の皆様方におかれましては、日頃から行政運営の改善に御尽力を頂いております。まずは感謝を申し上げたいと存じます。

本日の審議会では、コロナ後の未来を見据え、行政の評価の仕組みを更に改善するための提言をおまとめになることとされたと同っております。社会の構造が大きく変わる中、こうした提言をおまとめいただくことは、まさに時宜にかなったものであると思います。

菅内閣は、国民のために働く内閣であります。国民のため、よりよい行政を実現するため、私も全力を尽くしてまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、行政の評価を更に機能させ、よりよい行政を実現できるよう、お力をお貸しいただきたいと思っております。本日はどうかよろしく願いいたします。

(岡会長) 大臣、ありがとうございました。

大臣はほかの公務でお忙しいようですから、これで御退室されます。どうもありがとうございました。

(武田大臣) よろしく願いいたします。ありがとうございます。

(岡会長) それでは、先ほど事務局及び田辺臨時委員からお話を頂きましたが、このテーマについて何か御意見がございましたら、お願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、私から一言だけ。もともと規制改革は、いつのときも重要なテーマではありますが、特に新政権になられて、菅総理からも力強く、規制改革を徹底的に実施するというお話をいただいておりますので、そういうことも十分認識しながら進めていきたいと思っておりますので、引き続きワーキング・グループのほうでよろしく願いしたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、本日の第19回政策評価審議会、第24回政策評価制度部会の合同会合を閉会したいと思います。お忙しい中、皆さんお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、ウェブで御参加のお二人、ありがとうございました。

どうもありがとうございました。

(以上)